

令和5年度第1回

小金井市国民健康保険運営協議会会議録

と き 令和5年11月9日（木）

ところ 小金井市役所本庁舎第1会議室

小金井市市民部保険年金課

令和5年度第1回小金井市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 令和5年11月9日(木) 19時から

場 所 小金井市役所本庁舎第1会議室

出席者 〈委 員〉

江 頭 みのぶ	加 藤 由喜枝	高 橋 智
塚 田 悟	瀬 口 秀 孝	西 野 裕 仁
穂 坂 英 明	黒 米 哲 也	小 堀 哲 朗
遠 藤 百合子	沖 浦 あつし	清 水 が く
水 上 洋 志	宮 下 拓 実	吉 田 幹 哉

〈保険者〉

市民部長	西 田 剛
保険年金課長	伏 見 佳 之
国民健康保険係長	井 上 義 秀
国民健康保険係主査	永 屋 由佳理
国民健康保険係主査	杉 野 俊太郎

議 題

日程第1	小金井市国民健康保険運営協議会会長の選挙について
日程第2	令和4年度小金井市国民健康保険特別会計決算の概要について(報告)
日程第3	令和5年度小金井市国民健康保険特別会計予算の概要について(報告)
日程第4	令和4年度保険事業の取り組みについて(報告)
日程第5	国民健康保険条例の改正について(報告)
日程第6	その他

◎小堀会長職務代行 それでは、定刻となりましたので、令和5年度第1回国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、前会長の遠藤委員の辞任により、会長が不在となっております。よって、小金井市国民健康保険運営協議会規則第6条に基づき、会長が決定するまで職務代行の小堀が進行を務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、市長が、本日は公務のため欠席とのことで伺っております。本日は、市長に代わりまして、市民部長より御挨拶をお願いいたします。

◎西田市民部長 皆さん、こんばんは。市民部長の西田です。

本日は、お忙しい中、令和5年度第1回国民健康保険運営協議会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。

日頃より本市の国民健康保険事業に多大な御尽力をいただくとともに、市政全般にわたり御理解、御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。本来であれば、市長から御挨拶すべきところですが、公務の都合により出席できないため、誠に申し訳ありませんが代わって私から御挨拶申し上げます。

では、ここからは着座にて失礼します。

さて、本市の国民健康保険における財政状況ですが、歳入歳出差引額の収支について、令和4年度は、実質収支は黒字となっておりますが、一般会計からの法定外繰入金などを考えると、依然として厳しい状況は続いてございます。

税収については、被保険者数が減少したものの、収入率の向上に力を入れ、また、コロナ減免の実施もございまして、予算現額と比べ上昇いたしてございます。

また、保健事業については、受診率が低い事業が見受けられました。

療養給付費については、令和3年度と比較すると97%、被保険者数の2.6%の減少となっております。また、新型コロナウイルス感染症の影響で反動があるものの、依然として高水準の状況が続いてございます。

保健事業においては、医療費の適正化を図るため、特定健診の受診率を向上できる環境を確保し、引き続き力を入れてまいりたいと思っております。

本日は、国民健康保険特別会計の昨年度決算、本年度予算、保健事業、国民健康保険税条例の改正等につきまして、報告させていただきます。

報告事項が多いため事務局の説明が長くなりがちですが、なるだけ簡潔かつ明瞭な説明といたしたいと存じてございます。本年度も皆様方の御理解と御協力を賜りながら、国民健康保険

制度の円滑な運営に努めていきたいと考えてございますので、よろしく願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

◎小堀会長職務代行 ありがとうございます。

それでは、本運営協議会の委員を退任された方、新たに就任された方がいらっしゃいますので、事務局より報告をお願いいたします。

また、事務局職員の紹介も併せてお願いいたします。

◎伏見保険年金課長 保険年金課長でございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

それでは、退任された委員の報告を、まずさせていただきますと思います。

退任された委員として、公益を代表する委員の区分として御就任していただきました遠藤百合子委員、岸田正義委員、たゆ久貴委員、安田けいこ委員でございますが、市議会での委員任期満了により退任となりました。

次に、令和5年度第2回小金井市議会臨時会において、市議会より新たな公益を代表する委員の区分が決定し、御就任いただきましたので、御紹介いたします。それで、申し訳ございませんが、一言ずつ御挨拶をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

初めに、遠藤百合子委員でございます。

◎遠藤委員 改めまして、一度退任させていただきましたが、再び国民健康保険運営協議会の委員として就任させていただきました。以前会長の席に座っておりましたが、議会選出の監査という役を承りました。それで、こちらの監査という立場にある以上、会長の席に座るということは、控えさせていただくということで、一般の委員として、今回からは参加させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

◎伏見保険年金課長 続きまして、沖浦あつし委員でございます。

◎沖浦委員 沖浦でございます。初めましての方が多いたと思いますけれども、初めてこの協議会に参加させていただきます。議案の中では国民健康保険のことに触れておりますが、特化したこういう協議会で深く掘り下げていきたいという思いで、こちらにも参加させていただくこととなりますので、皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎伏見保険年金課長 続きまして、清水がく委員でございます。

◎清水委員 こんにちは、清水がくと申します。私もこういう協議会は初めての参加となります。私たちの生活に身近な問題ですので、この場で皆さんと一緒にお話をしていければと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎伏見保険年金課長 続きまして、水上洋志委員でございます。

◎水上委員 水上です。どうぞよろしくお願い申し上げます。国民健康保険運営協議会は、たしか随分前に1度務めたことがありますけれど、また、よろしくお願い申し上げます。

◎伏見保険年金課長 ありがとうございます。

続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

市民部長の西田でございます。

◎西田市民部長 西田でございます。よろしくお願いいたします。

◎伏見保険年金課長 国民健康保険係長の井上でございます。

◎井上国民健康保険係長 井上でございます。よろしくお願いいたします。

◎伏見保険年金課長 国民健康保険課主査の永屋でございます。

◎永屋保険年金課主査 永屋でございます。よろしくお願いいたします。

◎伏見保険年金課長 同じく主査の杉野でございます。

◎杉野保険年金課主査 杉野でございます。よろしくお願いいたします。

◎伏見保険年金課長 最後になりますが、私が課長の伏見と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

◎小堀会長職務代行 ありがとうございます。

それでは、議事に入る前に、本会議の成立の可否について、事務局から報告をお願いいたします。

◎井上国民健康保険係長 それでは、事務局から、本会議の成立の可否について御報告いたします。現在、定数17名中、13名の方、オンラインも含めてですが、御出席いただいております。かつ、条例で定めております第1号から第3号までの各委員1名以上の御出席をいただいておりますので、運営協議会規則に基づく定足数に達しております。したがって、本会議は成立しておりますので、この旨御報告いたします。

なお、田中委員に関しましては、御欠席の御連絡をいただいております。あと、江頭委員と加藤委員につきましては、遅れると御連絡をいただいております。瀬口委員に関しましては、オンラインで御参加いただいております。

対面・オンライン併用の会議について、簡単に御説明いたします。カメラはオンにしておいていただき、音声はミュートにさせていただき、発言するときにマイクをオンでお願いします。委員以外の方が映り込まないようにお願いします。

続いて、その他注意事項でございます。録音・録画は行わないようお願いいたします。

オンラインの方は通信が途切れた場合は、事務局へ御連絡をお願いいたします。

また併せて、会場にいらっしゃる方につきましては、特に変わりありませんので、発言する際は挙手し、指名されましたら御発言いただければと思います。

ここまでで御不明な点はございますでしょうか。

事務局からは以上でございます。

◎小堀会長職務代行 ありがとうございます。

それでは、本日の配付資料の確認をいたします。事務局、お願いいたします。

◎井上国民健康保険係長 まず、机上に配付しております資料でございます。本日配付の資料といたしまして、本日の日程と名簿、あと冊子「国民健康保険必携」最新版の2023年版、

あと、今日追加でお配りしました、「追加資料」と右上に書いてあるものです。

まず、1点目につきましては、予算決算の資料、令和4年度小金井市国民健康保険特別会計決算概要と、令和5年度小金井市国民健康保険特別会計予算概要、こちらにつきましては、参考資料を3種類おつけしております。令和4年度の歳入歳出決算書、主要な施策の成果に関する説明書、事務報告書、いずれも抜粋でございます。

2点目は、保健事業関係でございます。

3点目につきましては、国民健康保険税条例関係資料でございます。

以上でございますが、不足等、もしあれば、お申し付けくださればお持ちいたします。

よろしいでしょうか。

事務局からは以上となります。

◎小堀会長職務代行 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

まず、小金井市国民健康保険運営協議会規則の第9条第2項の規定によりまして、会議録署名委員お二方を指名したいと思います。

本日御出席の高橋委員と塚田委員に、本日の会議録の署名をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、日程第1「小金井市国民健康保険運営協議会会長の選挙について」を議題といたします。会長については、国民健康保険法施行令第5条の規定に基づきまして、第3号による公益を代表する委員のうちから、全員がこれを選挙することとなっておりますが、どなたか、選出方法について御意見がございますか。清水委員。

◎清水委員 指名推選はいかがでしょうか。

◎小堀会長職務代行 ただいま、選出方法について、指名推選との御意見がございました。

指名推選により決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎小堀会長職務代行 異議なしということでございますので、そのように決定させていただきます。

したがいまして、指名選挙で会長を選出させていただきますが、どなたか推薦をしていただけますでしょうか。清水委員。

◎清水委員 土業にも携わり、法律にも詳しい、沖浦委員を推薦いたします。

◎小堀会長職務代行 ただいま、沖浦委員を会長として推薦する旨の御発言がございました。

お諮りいたします。沖浦委員を会長に選出することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎小堀会長職務代行 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名のありましたとおり、会長に沖浦委員を選出することに決定いたしました。

本協議会の議長につきましては、小金井市国民健康保険運営協議会規則の第6条の規定により

まして、会長が行うことになっておりますので、会長と交代いたします。

皆様しばらくお待ちください。

◎**沖浦会長** まず、御挨拶をさせていただければと思います。

推挙のお言葉をいただきまして、この協議会の議事進行を務めさせていただきたいと思っております。まだまだ不慣れなものでございますので、皆様の御協力を多分にいただきながら、進めてまいりたいと思っておりますが、議事進行に努めまして、そして、この協議会の充実していくようにしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、日程第2「令和4年度小金井市国民健康保険特別会計決算の概要について」及び日程第3「令和5年度小金井市国民健康保険特別会計予算の概要について」につきましては、予算決算ということで関連がございますので、一括で議題といたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎**沖浦会長** 御異議がないようですので、日程第2及び日程第3は、一括として議題といたします。

事務局の報告を求めます。

◎**井上国民健康保険係長** それでは、日程第2「令和4年度小金井市国民健康保険特別会計決算の概要について」及び日程第3「令和5年度小金井市国民健康保険特別会計予算の概要について」御報告させていただきます。

まず、令和4年度国民健康保険特別会計決算の概要につきまして、ご説明させていただきます。

本決算につきましては、平成30年度から開始された都道府県単位化と言われる国民健康保険制度改革の制度の下での5回目の決算となります。事前に配付させていただいております予算決算関係資料の1ページを御覧ください。令和4年度小金井市国民健康保険特別会計決算、A4横版の資料でございます。

まず、本市の状況でございますが、令和4年度年間平均被保険者数は2万1,758人でありまして、前年度と比較いたしますと586人の減となっております。

退職被保険者につきましては、既に制度廃止になっておりますので0人でございます。

続きまして、決算総額でございます。令和4年度小金井市国民健康保険特別会計決算、歳入につきましては、107億7,305万6,000円で、予算に対し2,256万6,000円の減。歳出につきましては、105億6,861万7,000円でありまして、予算に対して1億8,187万3,000円の減となりまして、歳入歳出差引額は2億443万9,000円でございます。制度改革前から、税率改定や歳入確保に努めてきたこともあり、実質収支は前年度に引き続き黒字となっております。

しかしながら、その他一般会計繰入金、いわゆる赤字繰入というものですが、こちらが5億6,500万円を含めてのものでございまして、これを差し引くと3億6,056万1,000

円の赤字ということになります。

続きまして、歳入の主な項目について御説明いたします。

一番上の国民健康保険税からになります。款1：国民健康保険税につきましては、予算額24億1,309万7,000円に対して、決算額24億7,531万9,000円と、6,222万2,000円の増となっております。

現年賦課分、滞納繰越分の合計の収入率は94.7%となっております、前年度決算時と比べて1.1ポイントの増となっております。

延滞金につきましては、順番が前後いたしますが、収入関係の歳入といたしまして、款8：諸収入、1：延滞金・加算金及び過料の延滞金でございます。こちらは予算額2,515万2,000円に対して、決算額1,425万円と、1,090万2,000円の減となっております。

お戻りいただいて、款4：都支出金でございます。予算額68億7,883万6,000円に対しまして、決算額69億4,220万7,000円と、6,337万1,000円の増となっております。

主な要因につきましてはですが、国民健康保険事業都費補助金が増であったものの普通交付金が減となっているものでございます。

次に、款6：繰入金でございます。予算額12億3,576万1,000円に対して、決算額11億3,624万7,000円と、9,951万4,000円の減となっております。主なものは、その他一般会計繰入金、いわゆる赤字繰入が7,200万円の減となっていることによるものです。また、基金からの繰入金は未執行でございました。

次に、款7：繰越金につきましては、令和3年度決算の実質収支の黒字分1億8,339万2,000円を繰越したものになってございます。

歳入につきましては、説明は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

款2：保険給付費でございます。予算額66億5,326万5,000円に対しまして、決算額65億918万円、不用額1億4,408万5,000円、執行率97.8%、前年度の決算額に対して3.2%の減となっております。主に団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行することにより、被保険者数が減少傾向にあることによるものでございます。

続きまして、国民健康保険事業費納付金でございます。端数の関係で不用額が若干生じておりますが、納付金の話は前年度に示されているため、執行率はおおむね100%となっております。

次に、款4：保健事業費です。予算額1億4,472万7,000円に対しまして、決算額1億2,545万6,000円、不用額1,927万1,000円、執行率86.7%。前年度決算額が1億2,845万5,000円でしたが、それに対して2.3%の減となっております。

令和4年度につきましては、健幸チャレンジ事業の参加者拡大をして実施したものの、特定健康診査委託料は前年度比4.4%減となったことによるものでございます。

保健事業の実績につきましては、後ほど日程第4の「保健事業の取り組みについて（報告）」のところでご説明いたします。

次に、款5：基金積立金でございます。先ほどご説明いたしました、歳入の7：繰越金で前年度から繰り越した金額から、東京都あるいは国への支出金の返還金を考慮しまして、補正予算に計上して、基金元金への積立てを行っております。

款6以降は省略させていただきます。

最後にですが、令和4年度につきましては、被保険者に対する新型コロナウイルス感染症の影響を軽減するため、令和3年度に引き続いて、傷病手当金の給付と国民健康保険料の減免、いわゆるコロナ減免を実施してございます。

傷病手当金につきましては52件、341万9,801円の給付を行いまして、国民健康保険料の減免につきましては228件、3,261万円の減免を決定しております。

以上、雑駁ではございますが、令和4年度国民健康保険特別会計決算の説明とさせていただきます。

続きまして、令和5年度小金井市国民健康保険特別会計予算の概要につきまして、御説明いたします。こちらは令和5年度小金井市国民健康保険特別会計当初予算の概要、A4横版の資料から御覧ください。

まず、総額ですが、令和5年度国民健康保険特別会計の当初予算の総額は109億7,006万2,000円。前年度に対しまして、5億4,308万5,000円、5.2%の増となっております。

まず、歳入の主な項目についてご説明いたします。

款1：国民健康保険税でございます。前年度当初予算に対しまして、1,154万7,000円、0.5%の減となっております。令和5年度、本市の保険税率等に関しては、本運営協議会にて諮問答申いただいたとおりでございまして、大きく2点の変更を行っております。

税改正による賦課限度額の引上げと、国民健康保険の均等割の減額措置の導入改正でございます。

1点目は、課税限度額についての改定でございます。税制改正大綱に示されております改正後の上限額として、高齢者支援分を20万円から22万円まで限度額を引き上げるとしております。医療分と介護分は改正ございません。

2点目につきまして、軽減判定に係る世帯の所得基準額の改正でございます。国民健康保険税の軽減判定に係る世帯の所得基準額を引き上げることによって、軽減の対象となる世帯が広がっています。

収入率につきましては、保険料全体で収入率92.82%、前年度対比で1.22%の増と見込んでいます。

1つ飛びまして、款3：国庫支出金は科目存置ということで、前年対比は0となっております。

次に、款4：都支出金でございます。こちらは3億4,651万9,000円、5.2%の増となっております。都補助金としまして、国民健康保険事業都費補助金、保険給付費等交付金として、普通交付金、保険者努力支援分等の特別交付金を交付されることとなります。

1つ飛びまして、款6：繰入金でございます。

項1：他会計繰入金、一般会計繰入金につきましては、1億7,603万7,000円、14.5%の増となっております。

節5のその他一般会計繰入金は、いわゆる赤字補填の部分でございますが、こちらは令和4年度事業費納付金が前年度と比較して急激に上昇したことから、本来であれば、本市の国民健康保険財政健全化計画に沿って、前年度当初予算額から5,000万円減とすべきところ、保険税率の急激な上昇を避けるため、賦課限度額の改定と併せまして、一般会計からの繰入を増加させてございます。

項2：基金繰入金でございます。

基金の取崩しは、納付金の急激な上昇に伴う保険料率の上昇を抑えるために1億255万1,000円を計上してございます。

歳入の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

歳出になりますが、1：総務費でございます。

今年度につきましては、隔年で行われている国民健康保険の被保険者証の一斉更新に当たる年のため、1,787万7,000円、10.0%の増となっております。

次に、款2：保険給付費でございます。

前年度当初予算に対しまして3億2,752万2,000円、5.1%の増となっております。被保険者数は減少傾向にあるものの、医療の高度化等によりまして、医療費は増加傾向にあることから、全体で保険給付費の増を見込んでございます。

次に、款3：国民健康保険事業費納付金でございます。

制度改革により東京都が当該年度の保険給付費に係る費用を全て区市町村に交付するための財源として必要額を見込みまして、区市町村ごとに定めた納付金でございます。先ほど御説明させていただいたとおり、前年度当初予算比で前年度に引き続き大幅に上昇していることから、1億7,681万円、4.9%の増となっております。

次に、款4：保健事業費でございます。

特定健診や特定保健指導、データヘルス事業などの経費が計上されています。項1：特定健康診査等事業費では、特定健診受診者の増加等が見込まれることから増となっております。

項2：保健事業費でございますが、健幸チャレンジの事業の参加者増や、あるいはデータヘルス計画の改正に伴う作成支援委託料により増加となっております。

次に、2つ飛びまして、款7：諸支出金でございます。

保険税等還付金や交付金の返還金などで、前年同額の2,591万1,000円の計上となっ

てございます。

最後に款 8：予備費でございます。

不測の事態に備えるものとしまして、歳入歳出差引額の調整のため一定額を計上してございます。

なお、新型コロナウイルス感染症は、令和 5 年 5 月 8 日から 5 類感染症相当に変更されたため、いわゆるコロナ減免、国民健康保険税の減免は終了してございまして、傷病手当金につきましては、令和 5 年 5 月 7 日までに感染した方について、申請の受付を継続してございます。

以上、雑駁ではございますが、令和 5 年度国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

◎**沖浦会長** 事務局の報告が終わりました。

これから質疑に入りますが、発言される前には挙手をしていただき、指名を受けた後に発言していただくようお願いいたします。

ご質問何かございますか。

(「なし」の声あり)

◎**沖浦会長** よろしいですか。

水上委員、お願いします。

◎**水上委員** 議会でも一定質疑があったところですが、改めて運営協議会の場で質問しておきたいのですが、令和 4 年度決算でいうと、被保険者数が 5 8 6 人の減になったと。だから、被保険者の数が減っていく傾向というのは、これからもあるのではないかと思うのですが、その辺どういうふうに考えているのかということ、あと、令和 4 年度決算の保険給付費ですが、療養諸費でいうと前年度比で 2.6% の減、高額療養費が 7.1% の減、出産育児諸費が 13.6% の減と、主にこれは、要するに被保険者数が減少傾向にあるから減ってきているのだというような説明だったと思います。

ただ、令和 5 年度の予算で見ると、保険給付費の療養諸費は 5.9% の増という形で見込まれていて、高額療養費はマイナス 1.6% という形になっているのですが、療養諸費については、令和 4 年度決算だけ見ると、もう少し見積りが低くなるのではないかと思うのですが、前年度から増えているのは、新型コロナの関係もあるのかどうか分かりませんが、その辺どういうふうに見ているのか、御説明いただけないかということが 2 つ目です。

3 つ目は、令和 4 年度は国民健康保険税の税率改定が行われて、一定の負担増になったと思います。結局、実質収支は 1 億円ちょっとでしたか、黒字になったという状況になっていると思うのですが、令和 5 年度は、物価高騰なんかもあって、なるべく上げないでもらいたいということも議会からも要望があって、令和 5 年度の税率改定はなかったと思うのですが、引き続きこういう形で、今物価高騰なんかで市民生活も大変ですから、引き続き値上げという形にはしないでいただきたいと思うのですが、だんだん年度末に近づく中で、来年度の税率改定など

については、何か今現状お考えがあるのかどうか、その辺伺いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

◎**沖浦会長** 国民健康保険係長。

◎**井上国民健康保険係長** 水上委員からの御質問でございます。1点目、2点目、関連する御質問かと思いますが、まず、被保険者数は確かに減少傾向にあり、これは先ほどお話が出たのですが、後期高齢者医療保険、いわゆる団塊の世代の方が、今年度、来年度にかけて、全員75歳以上になるということで、一番人口が多かった方が抜けてしまうということで減少傾向にある一方で、保険給付費との関連ですが、被保険者数が減少することによって、決算値では減少傾向にあるのですが、当初予算を組む段階で、前年度だけを見ているわけではなくて、もう少し広く過去3年を見て、保険給付費の増額傾向を見ながら、今期で次年度予算というのを組んでいる状況でございますので、令和4年度が減ったから直ちに令和5年度が減るというわけではなく、特に令和2年度がコロナの影響で減ったのですが、令和3年度以降はリバウンドしている状況にある。そういう傾向から見ると、令和5年度は少し増えざるを得ないのではないかという状況を見込んでおります。

以上でございます。

◎**沖浦会長** 保険年金課長。

◎**伏見保険年金課長** 3点目の税率改定の件でございます。最後でお話ししようかとは思っていたのですが、東京都の納付金が、大体11月末から12月前半ぐらいに市に下りてくるという流れの中で、そこが決まった段階で税率をどうするかという話になってくる段階でございます。現時点で、何か決まっているというような状況ではございませんので、また、そういう機会がありましたら、運営協議会に諮っていきたいと考えてございます。

以上です。

◎**水上委員** いいです。

◎**沖浦会長** よろしいですか。

ほかにございますか。オンラインの方は大丈夫ですか。

ほかにご質問はございますか。

質疑等がなければ、これでこの議題を終了いたします。

次に、日程第4「令和4年度保健事業の取り組みについて」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。国民健康保険係長。

◎**井上国民健康保険係長** それでは、日程第4「令和4年度保健事業の取り組みについて」を御説明させていただきます。

第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査実施計画の実施期間、こちらは平成30年度から令和5年度までの6か年計画となっておりまして、令和4年度決算年度につきましては、5年度目になっています。

令和4年度の実施事業について、目標達成等の状況を報告させていただきます。

皆様からの御意見をいただきまして、被保険者の健康増進と疾病予防のための改善をしていきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料の1ページでございます。

保健事業の関係の資料でございますが、「糖尿病性腎症重症化予防事業の取り組みについて」でございます。

まず初めに、(1) ストラクチャー・プロセス評価でございます。当該事業の実施体制、実施内容、方法について記載してございますので、資料を御覧いただければと思います。

資料の2ページ、(2) アウトプット評価でございます。令和4年度につきましては、前年度の特定健康診査の結果から、対象者を119人抽出いたしまして、その方々に対して勧奨通知を送付したところで、12人の方から御応募いただき、10人に継続利用をしていただいております。利用率は10.1%、継続率は83.3%で、第2期データヘルス計画の目標値が30人となっておりますので、達成状況は未達成でございます。

次に、(3) アウトカム評価でございます。令和4年度については、人工透析移行者数は0でございましたので、達成状況は達成でございます。

最後に(4) 評価でございます。本事業については、長期間の取組によって成果があったかどうか分かる事業であるため、なかなか単年度で判断できないところではありますが、指導終了時に皆様のアンケートを取ったところ、生活改善について今後の継続を意識されておまして、おおむね「大変満足できた」「まあまあ満足できた」と回答されており、糖尿病に関する意識や知識の向上を感じていらっしゃるようでございます。

課題としましては、やはり、実施対象者数が目標値を大きく下回る状況が続いていることでございます。

参加者の募集の手段として電話による利用勧奨を実施しているところですが、その際、不参加の理由といたしまして、「通院されているから」、あるいは「自己管理できるから」といったご意見が多く見受けられましたが、合併症予防のためには通院・服薬だけではなく、食事、運動、規則正しい生活習慣が重要となります。また、相談員との面談は、参加者全員の方が効果があつたと認識していただいております。引き続き、医療機関にも御協力いただき、事業内容について広く周知していきたいと考えております。

次に、資料3ページの、「ジェネリック医薬品差額通知事業の取り組みについて」でございます。

まず、(1) ストラクチャー・プロセス評価でございます。実施内容を御覧ください。詳細は資料を御覧いただければと思います。

次に、(2) アウトプット評価でございます。この事業は、毎月1回発送しておりまして、令和4年度につきましては、6,362通送付してございます。

次のページで、(3) アウトカム評価でございます。令和4年度については、令和4年3月診療時点での後発医薬品普及率は74.65%、先発医薬品から後発医薬品に変更したこと

よる削減効果額は9,071万6,444円でした。

最後に（４）評価でございます。本事業につきまして、事業開始から、普及率は徐々に増加しておりまして、70%を超えております。ただし、後発医薬品普及率に関しては国が目標を80%と定めているため、引き続き更なる利用促進策を検討すべきと考えております。

次の5ページですが、「医療機関受診勧奨通知事業の取り組みについて」でございます。

初めに、（１）ストラクチャー・プロセス評価でございます。実施内容、詳細は資料を御覧いただければと思います。

次に、（２）アウトプットの評価でございます。この事業は、年1回、受診勧奨通知を送付しておりまして、令和4年度は199人に送付したところでございます。

次に、資料の6ページでございます。（３）アウトカム評価ですが、令和4年度については受診勧奨通知を199人の方に送付いたしまして、そのうち34人の方が医療機関を受診したことを確認し、受診率は17.6%でございます。目標値は60%ですので、目標未達成ということでございます。

最後に（４）評価でございます。平成29年度以降、様々な工夫をして勧奨通知を送付し、受診率については、若干ではありますが改善してきたところではございますが、令和2年度より減少傾向にあるということで、数字を見ますと安定しないところではございます。今後、社会情勢を注視しながら、対象者の方に受診していただけるよう、実施方法、通知方法を検討しまして、受診率の改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、資料7ページでございます。「生活習慣病治療中断者受診勧奨通知事業の取り組みについて」でございます。

初めに、（１）ストラクチャー・プロセス評価でございます。実施内容、詳細は資料を御覧いただければと思います。

次に、（２）アウトプット評価でございます。この事業は、年1回、受診勧奨通知を送付しておりまして、令和4年度は38人の方に送付したところでございます。

次に、資料8ページでございます。（３）アウトカム評価でございます。令和4年度については、受診勧奨通知を38人の方に送付しまして、その後、資格喪失等により、最終的に効果測定可能な対象者の方は37人で行いました。そのうち18人の方が医療機関を受診したことを確認いたしました。受診率は48.6%で、目標値は60%ですので、目標未達成ということでございます。

最後に（４）評価でございます。生活習慣病を治療せず放置すると、将来深刻な事態を招く可能性がある旨記載した通知も送付しているところですが、なかなか行動変容につながらず、受診率の目標には届かない状況でございます。

今後も、引き続き、受診率の向上につながる内容・勧奨方法をさらに工夫を凝らして、行動変容につながるよう検討を行います。

資料9ページでございます。「特定健診・特定保健指導の取り組みについて」でございます。

初めに、(1) ストラクチャー・プロセス評価でございます。実施内容の詳細は資料を御覧いただければと思います。

資料、次の10ページ、(2) アウトトップ評価でございます。法定報告については、毎年度、翌年11月以降に確定するため、令和4年度の数値は確定前でございますが、現時点で発表されている法定報告の数値を記載してございます。

特定健診の受診率につきましては、コロナ禍前は毎年度53～55%で推移してございましたが、令和4年度は51.5%と、コロナ禍前の水準に近い受診率となっております。

次に、特定保健指導でございます。特定保健指導の実施率は11%～20%の間で推移しており、年度ごとに変動がある状況でございます。令和4年度につきましては15.9%で、目標値を大きく下回っているということでございます。

次に、資料の11ページでございます。(4) 健診未受診者受診勧奨通知事業でございます。特定健診については、インセンティブを付与することで受診率の向上を図ったところですが、まだ、なかなか効果としては現れていないようでございます。

特定保健指導については、実施率が目標を大きく下回る状況であるため、未利用者への個別勧奨を引き続き実施しつつ、血管年齢の測定、健康教室の開催などを同時に開催しまして、コロナ禍ではなかなか実施ができなかった運動教室を開催すること等、利用特典を設けることで、利用者の増加について努力してございます。

資料に書いてある内容は以上でございますが、次に健幸チャレンジ事業につきましても、簡単にご報告させていただきます。

健幸チャレンジ事業につきましては、歩数計を皆様に、あるいはスマホのアプリで御参加いただいているものでございますが、令和4年度は446人の方にご参加をいただいて事業を実施しております。

歩数の平均が9,219歩と全国平均を大きく上回る状況で、平均歩数の分布を見ると1万2,000歩以上の参加者が多いことから、皆様の健康意識が高いということが伺えます。ちなみに令和3年度と比較いたしますと、平均歩数が8,900歩でしたので、300歩程度ではありますが、平均歩数も増えている状況でございます。参加者の皆様からも、おおむね好意的な御意見をいただいておりますので、引き続き事業の実施に向けて取り組んでまいります。

最後に、データヘルス計画の改定等について、ここであわせてご報告させていただきます。

ただいま御説明いたしました各種保健事業は第2期データヘルス計画、第3期特定健康調査等実施計画に基づいて実施しておりますが、令和5年度までが計画期間であるため、現在、それぞれの計画の改定を行っております。

本日、「追加資料」を配付させていただいたのですが、こちらは次期計画の目次案となっております。

大きな変更点としましては、これまでデータヘルス計画と特定健康診査実施計画は、別冊子だったのですが、相互に連動するものであるため、1つの冊子にまとめております。

資料のⅠが総論、Ⅱがデータヘルス計画の章、Ⅲが特定健康診査等実施計画の章となっております。

概要につきましては、前期計画の振り返りと評価を実施の上、そこから浮き出てきた実施上の課題とそれに対する対応という形になってまいります。

現在は素案の作成を行っておりますので、恐らく12月に入ってからになるかと思いますが、一定程度の素案がまとまり次第、委員の皆様にご送付させていただきますので、御意見等がありましたら事務局までお寄せいただければ幸いです。

なお、その後、本計画素案につきましては、パブリックコメント等の実施をいたしまして、市民の皆様の御意見をいただいた後、来年3月頃策定予定となっております。

以上、説明が長くなりましたが、保健事業につきましての説明は以上でございます。

◎**沖浦会長** 事務局の報告が終わりました。

ご質問は何かございますか。

吉田委員、お願いします。

◎**吉田委員** 質問ではないのですが、保健事業、医療保険者、協会けんぽ、健康保険組合も言ってみれば保険料、医療費をどんどん少なくしようと思っても、いわゆる削る、レセプト請求がある医療機関等からの請求を削るという方法が1つありますが、そういうものでも限度がありますし、病院の先生方もきちっとやっていたらいい。やはり根本は、市の方の説明があったように、加入者の方がいかに自分の健康を自分で意識して治していくのか。それを手助けするのが医療保険者の責務ということで、我々は保健事業に力を入れてやってきているというのがあります。

ただ、悩みは、いわゆる被用者保険でいうと、所属長などが、被保険者本人に健診の受診について勧奨することで数値が上がる。保険者もいろいろアプローチはしているのですが、国民健康保険加入者は伸び悩む。ここの数値があるようになかなか目標にいかないというのが実態です。

だから、どこの医療保険者も悩んでいるということがあります。そういった面では、特に三多摩中心に国民健康保険のほうで連絡は取り合っていると思いますが、何かいい方法があればということで。特に、この説明にもありましたように、特定健診の関係だけやりますよ、何か1つだけやりますよといっても、来ない。それを事業と絡み合わせながら、少しでも裾野を広げてやろうという、このスタンスというのは非常に効果があるのではないかと思います。

ただ、それも毎回同じことをやっていると言ってしまうから、そこをどうするのか。それは答えがないですね。感覚的なものですが、そういった面では大変だと思いますが、ここにいらっしゃる皆さん、それぞれの立場で関係者がおいでになると思いますので、市とも連携しながら、ご協力いただいて小金井市の国民健康保険の加入者の皆さんが、やはり自分の健康は自分で守っていくのだという意識が立つように、引き続き、市でもアプローチを

お願いしたい。

意見でございます。

◎**沖浦会長** ありがとうございます。

どうぞ。

◎**遠藤委員** 御説明ありがとうございました。

今説明のあった中の（２）番ですが、ジェネリックの医薬品ということです。それで、私たちが市から国民健康保険証をいただくときに、ジェネリック薬品を使いましょうというような、そういう文言が入った紙も入っているのですが、現状どんな感じですか。医療関係者のところで、ジェネリック医薬品を使いたいんだけどというような、そういう患者さんの発言とか、具体的におありになるのでしょうか。というのは、こちらに聞いても分からないと思うので、現場の先生の方にお聞きしたいと思うのですが。

◎**穂坂委員** 穂坂でございますが、当初の頃に比べると、ジェネリックに関するハードルが下がったような印象です。ただ、どんな薬も副反応が出るのと同じように、どうしてもジェネリックを飲むと、おなかが痛くなったり、下痢しちゃうとかという方も少なからずいらっしゃる。なかなか100%というか、全員がジェネリックというわけにはいかないと思います。

あと、当初は、言葉は悪いのですが、今はジェネリックというカタカナのものになりますが、我々の大先輩方がやっていた頃は、ジェネリックイコール粗悪品というイメージがあったと思います。

ただ、今はそういう点は改善しているのと、皆様もジェネリックに関するハードルが下がって、なかなか達成率までいかないかもしれないですが、ここ4～5年前と比べればだいぶ増えているかと思えます。

◎**遠藤委員** ありがとうございます。

◎**沖浦会長** よろしいですか。

◎**遠藤委員** はい。

◎**沖浦会長** ありがとうございます。

現場の御意見もいただきました。ありがとうございます。

◎**遠藤委員** ありがとうございます。

◎**沖浦会長** ほかにはございますか。大丈夫ですか。

では、ほかに質疑等なければ、これでこの議題を終了いたしたいと思えます。

次に、日程第5「国民健康保険税条例の改正について」を議題といたします。

こちら事務所の説明を求めます。保険年金課主査。

◎**永屋保険年金課主査** それでは、日程第5「国民健康保険税条例の改正について」ご説明させていただきます。今回、資料は2点、作成させていただいているところですが、制度の概要につきましては1枚目にまとめさせていただいております、2枚目が国の審議会が使われた資料で、1枚目が当該制度についての概要という形になります。こちらの内容に即しましてご

説明をさせていただきます。

今般、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部施行が改正され、これに関係しまして、関係政令も公布されたことに伴い、令和6年1月から産前産後期間の国民健康保険税の免除措置を講ずることとなりました。こちらにつきましては、子育て世帯の負担軽減及び次世代育成支援等の観点から創設された制度になります。

当該免除につきまして、費用負担については、国2分の1、都4分の1、市4分の1という割合により公費で賄わせていただきます。

こちらの当該免除措置の内容につきましては、法律に規定があるのですが、条例上定めなければいけないというところで、今般、小金井市国民健康保険税条例の一部を改正することとなりました。

では、条例の改正内容について御説明させていただきます。

令和6年1月より開始されます出産する被保険者または出産された被保険者の方に係る産前産後相当期間の保険税を免除するという内容で、条例の内容を改正させていただきます。

具体的な免除の内容といたしましては、単胎妊娠の場合ですが、出産予定または出産日が属する月の前月から出産の予定、出産日が属する月の翌々月の計4か月間を免除するという内容になります。双子などの多胎妊娠の場合につきましては、出産の予定日または出産日の属する月の3か月前からと変わります、全体で6か月間が減免となります。

こちらにつきましては、今、私ども保険税の内容が、所得に対する計算をしております所得割と、一律でお願いをさせていただいております均等割の保険税がございまして、どちらも4か月相当分が免除となります。具体的な期間の例を挙げますと、単胎妊娠の方で、令和6年5月に御出産予定の方は、令和6年4月から7月までの4か月間が免除となる考え方になります。

こちらの具体的な内容と併せまして、改正内容の中に手続方法も規定をさせていただいております。今回こちらが、御出産の御予定の段階でも御申請を承れる内容になっておりまして、その関係で免除の対象の方を網羅的に把握することが困難であるため、世帯主の方などからお届けを頂戴する形で、お手続をいただく形になります。

お手続の内容といたしましては、私どもに書類をご提出いただく形になるのですが、出産の予定の6か月前から届出をすることができるという規定になっております。

届出をいただく内容としては、納税義務者の方のお名前等、出産される被保険者の方のお名前、生年月日等をいただき、ご出産の予定日、あるいはご出産の日にちや、単胎妊娠なのか多胎妊娠なのか、こちらの別も届出いただく形になります。

こちらの内容につきまして、届出いただき、添付書類もご提出いただくところですが、御出産後、市で確認ができる場合につきましては、お届けがない場合でも所見で免除の措置が取れる形になっておりますので、ここもうまく活用しながら、対象の方を把握していくような形になります。

最後に当該免除の適用開始の時期ですが、免除措置の施行が令和6年1月となっておりますので、令和6年1月以降に免除の対象月がある方が免除の対象となります。具体的に申し上げますと、今年の11月に御出産の方につきましては、その前後、4か月のうち、1月が4か月目で入りますので、1月分については、対象となるという考え方になります。

以上、雑駁ではあるのですが、改正内容の御説明とさせていただきます。

◎**沖浦会長** 事務局の説明が終わりました。

何か御質問がございますか。小堀委員。

◎**小堀委員** 私は民生委員・児童委員でもあるものですので、1点お尋ねいたしますが、公の場合、申請主義であります。今のお話ですと、医療機関なりでチェックができればということで、御本人が申請をしなくても、分かった場合には、そういう形で措置を取ると理解してよろしいわけですか。

◎**沖浦会長** 保険年金課主査。

◎**永屋保険年金課主査** こちらにつきまして、市で把握させていただくことができた場合ですが、お届けいただく内容が先ほどの4点あるのですが、そちらの内容が全て確認できた場合は所見で免除が可能ということで、法律上も規定がございます。

◎**小堀委員** あと、啓発とかに関しては、例えば医療機関なりで受診をされている方に周知をするような形等、何か手法を取られるということですか。

◎**沖浦会長** 保険年金課主査。

◎**永屋保険年金課主査** こちらが市でお手続いただくような内容なので、まず、医療機関様でも御対応いただけるかどうかというところ、まだ検討不足ではあるのですが、例えば子育てを支援している担当課ですとか、あとは母子保健を担当しております課が、市役所ですと健康課という部署になるのですが、そちらで、例えば、妊娠の届出をいただいた場合ですとか、面談をさせていただく機会があるかと思っておりますので、そういった別の部署の窓口にチラシ等も設置をさせていただいて、広く周知をさせていただければと思っております。

◎**小堀委員** よく分かりました。ありがとうございます。

◎**沖浦会長** 清水委員。

◎**清水委員** 小堀委員と関連いたしますが、私も、申請しない方も、対象者を市で把握していきたいというのが、医療機関を受診して、把握できるのかと思ったら、どうもそうではないみたいで、市が把握をできたら、申請がなくても受理をするというか、その対象となるというようなお答えだったのですが、すみません、システム的に私よく分かってないのですが、市が対象者を把握できる仕組みがどんなものなのかをお教えいただきたいのと、あと今、それこそ同じことになってしまうのですが、せつかく、これは多分政府が肝煎りでやっていることの下りてきたものだと思うので、しっかり周知というか、関係部署、子育て支援課とか健康課になるのかもしれないですが、しっかりと、こういう制度があるということは周知していかないといけないと思うので、そこはお願いしたいと思うので、市が把握できる仕組みを教えてください。

らと思います。

◎**沖浦会長** 保険年金課長。

◎**伏見保険年金課長** まず、お子さんが生まれるという、生まれたという事実に関しては出産育児一時金というのがございますので、まず、その手続をされる。ほぼ100%その手続をされるということであれば、そこで拾えるので満たされるのかなというところがございます。

したがって、国民健康保険に加入していて、出産育児一時金がもらえる方については、そこでほぼ捕まえられるのかなというところがありますので、よほどのことがない限り、あまり漏れるということはないのかと担当としては見てございます。

ただ、例外的なこともありますので、その辺については、今後、これは国の制度で、他市なんかもやりますので、その辺は情報連携を取りながら、うまくやっていきたいと考えてございます。

以上です。

◎**清水委員** ありがとうございます。

◎**沖浦会長** 遠藤委員。

◎**遠藤委員** 大体の様子は分かりました。国民健康保険の加入者ということに限られると思うのですが、でも、母子手帳を申請した時点で、国民健康保険の加入者にはこうですよというお知らせを、その時点で渡してしまうというのは、可能ではないでしょうかと思うのですが、いかがでしょうか。

◎**沖浦会長** 保険年金課長。

◎**伏見保険年金課長** 私どももこの制度の改正で、このような御意見をいただけるというのは非常にありがたいと思っています。どういう周知方法ができるかについては、引き続き検討させていただきたいと思います。

◎**沖浦会長** ほかに。黒米委員。

◎**黒米委員** 歯科医師会の黒米です。

1つ教えていただきたいのですが、4か月分免除ということですが、ということは国民健康保険の収入、税の収入が減るということですね。そうすると、その足りなくなった部分というのは、繰入れとかまた、そういうものの補填になるのですか。

というのは、足りない、足りないと言っている中で、大丈夫なのかなというのがちょっと心配事ですが、その辺よろしくをお願いします。

◎**沖浦会長** いわゆる影響額に関してだと思いますが、何かありますか。

◎**永屋保険年金課主査** 資料横書きものの(1)番を御覧いただければと思います。

◎**黒米委員** どの資料ですか、すみません。

◎**永屋保険年金課主査** 2枚目の横書きの資料がございます。

◎**沖浦会長** この条例改正の資料、図で描いてある。

◎**永屋保険年金課主査** そうですね、こちらが一番上の(1)出産時における保険料負担の軽

減というところが今回の該当部分になるのですが、費用の負担につきましては、公費で賄う形となっておりまして、国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1という形で、それぞれ負担し合うような形になります。

◎**沖浦会長** 保険年金課長。

◎**伏見保険年金課長** それで、概算ですが、今年度の出産育児一時金の予算が90件、つまり、1年間で大体国民健康保険で出産される方というのは90件ぐらいという想定になります。

それで今回、1月以降、この制度に該当してきますので、単純に言って、その3割から4割ぐらいが該当する世帯であろうと考えられます。したがって、全体でいうと、今年度で影響があるとすれば、40件弱ぐらいかと思っておりますので、全体の額としては、そのうちの市町村分は4分の1ですので、金額としては、国の試算では1件当たり年間2万数千円と読んでいますので、影響はそんなにはないのかと考えてございます。

以上です。

◎**黒米委員** ありがとうございます。

もう一つお伺いしたいのが、失礼な言い方になってしまうのですが、家族の方、その方が免除になっていると、言葉がほかにないのでこういう言い方しかないのですが、保険料を払ってなくても保険診療を受けられるわけですよ、保険証があるわけですから。その辺の予算も大丈夫なのですかというのが心配だったものですから。

◎**沖浦会長** 保険年金課長。

◎**伏見保険年金課長** お答えが難しいのですが、やはり、総額で予算を取っていますので、もちろん、収納率100%がベストではあるのですが、そういう意味で言えば国民健康保険税の収納も100%ではありませんので、それに沿った形での予算組みはしているということで御理解いただきたいと思います。

◎**黒米委員** 分かりました、ありがとうございます。いいとか悪いとかの話ではない、少し疑問に思ったので聞きたかっただけです。ありがとうございます。

◎**沖浦会長** ありがとうございます。

御意見、では、水上委員、お願いします。

◎**水上委員** 4か月と、多胎妊娠出産の場合6か月ということになっているのですが、その4か月、6か月の根拠みたいな部分はということでしょうか。

◎**沖浦会長** 保険年金課主査、お願いします。

◎**永屋保険年金課主査** こちら、なぜ4か月ないし6か月なのかというところで御質問いただいたのですが、国の考えといたしましては、この期間というのが、被用者保険で考えた場合に出産前6週及び出産後8週間というのは就労できないような形になりますので、今回の国民健康保険上でも、出産の御予定の方、出産された方については、その間、お仕事に従事できない期間であろうというところでそろえたような形で、今回の期間というのは設定されているようです。

◎**沖浦会長** よろしいですか。

ほかはよろしいですか。この議題は大丈夫ですか。

他に質疑がなければ、これでこの議題は終了といたします。

次に、日程第6「その他」について、事務局より何かございますか。

保険年金課長。

◎**伏見保険年金課長** 先ほど少しお話しさせていただいたのですが、今後の予定ですが、年末あるいは年始に、状況によっては保険税の改定等を含めて、当協議会の開催をお願いする場合があります。ということで、できるだけ早いうちに、日程が分かりましたら御連絡差し上げますが、どうしても都から、あるいは国からの通知がぎりぎりになってくる場合がありますので、その辺御理解いただきながら、開催に御協力いただければと思います。

また、決まり次第、御連絡は差し上げます。

以上でございます。

◎**沖浦会長** 事務局の説明は終わりました。この件に関しては、また、事務局から随時連絡が来るということで、皆様御承知おきいただければと思います。よろしく申し上げます。

ほかに皆さんから何かございますか。遠藤委員。

◎**遠藤委員** 国民健康保険税の収納率ということに関してですが、何かこの間、担当のほうで駆使している、何かを考えているというようなことがありましたら、御教授いただきたいのですが。なければ結構ですが、あったら、教えていただきたい。

◎**西田市民部長** 収納率に関しては、今出席しないのですが、納税課の職員が担当していますので、細かいことはこちらでは申し上げることはできないのですが、納税されるということなので、慎重にかつ丁寧に対応しているところですが、極端な上下増というのはないかと思っています。

収納率は国民健康保険税に対しましても高い水準で、皆様の御協力によって、維持していますので、それを続けるという感じで取り組んでいるということで、御理解いただければと思います。細かい数字を持っていないものですから、すみませんが、その程度の答弁とさせていただきます。

◎**遠藤委員** ありがとうございます。

◎**沖浦会長** ほかに何かございますか。「その他」の件でございます。

では、ほかに特になければ、これでこの議題を終了いたします。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたしたいと思っております。御協力ありがとうございました。

20時10分 終了

以上、書記をして会議の顛末を記載し、その記載に誤りのないことを証します。

令和5年11月9日

議 長 沖 浦 あつし

署名委員 高 橋 智

署名委員 塚 田 悟